

# あなたの役割を果たしていますか？

## 容器包装リサイクル法

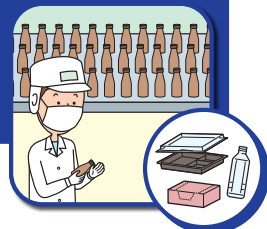
一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する  
中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など

学校法人、宗教法人、  
テイクアウトができる  
飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

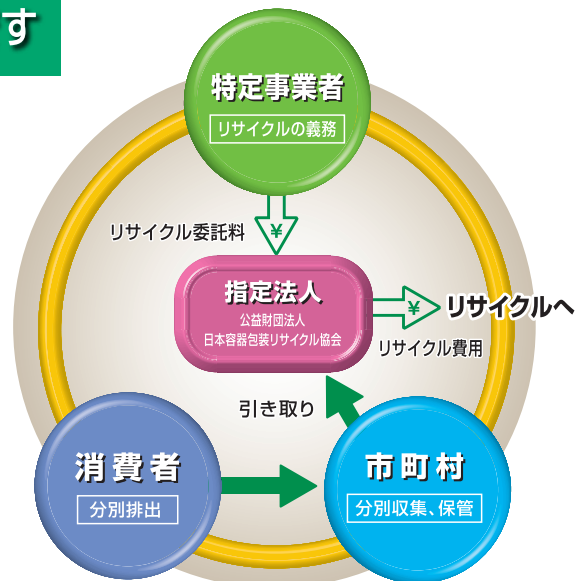
## リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、それぞれの役割を分担する——  
それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。  
事業者の役割は、[リサイクル(再商品化)の義務]。  
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。  
リサイクルの委託契約は、指定法人である  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。  
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。  
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。  
パンフレット「容器包装リサイクルの義務果たしていますか? (経済産業省)」のP11  
[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/your\\_i\\_pamphlet27fy.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/your_i_pamphlet27fy.pdf)

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。

※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(容積比)。ごみを資源に甦らせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

# 令和8年度の再商品化委託申込み受付のご案内

お申込み期間

令和7年12月8日～令和8年2月13日

## お申込みに関するお願い

### ① オンライン申込みご利用のお願いについて

オンライン申込みは、申込量（容器包装を1年間使用した重量（kg））を入力するだけで委託料金が自動計算されるため、煩雑な計算作業が不要となります。

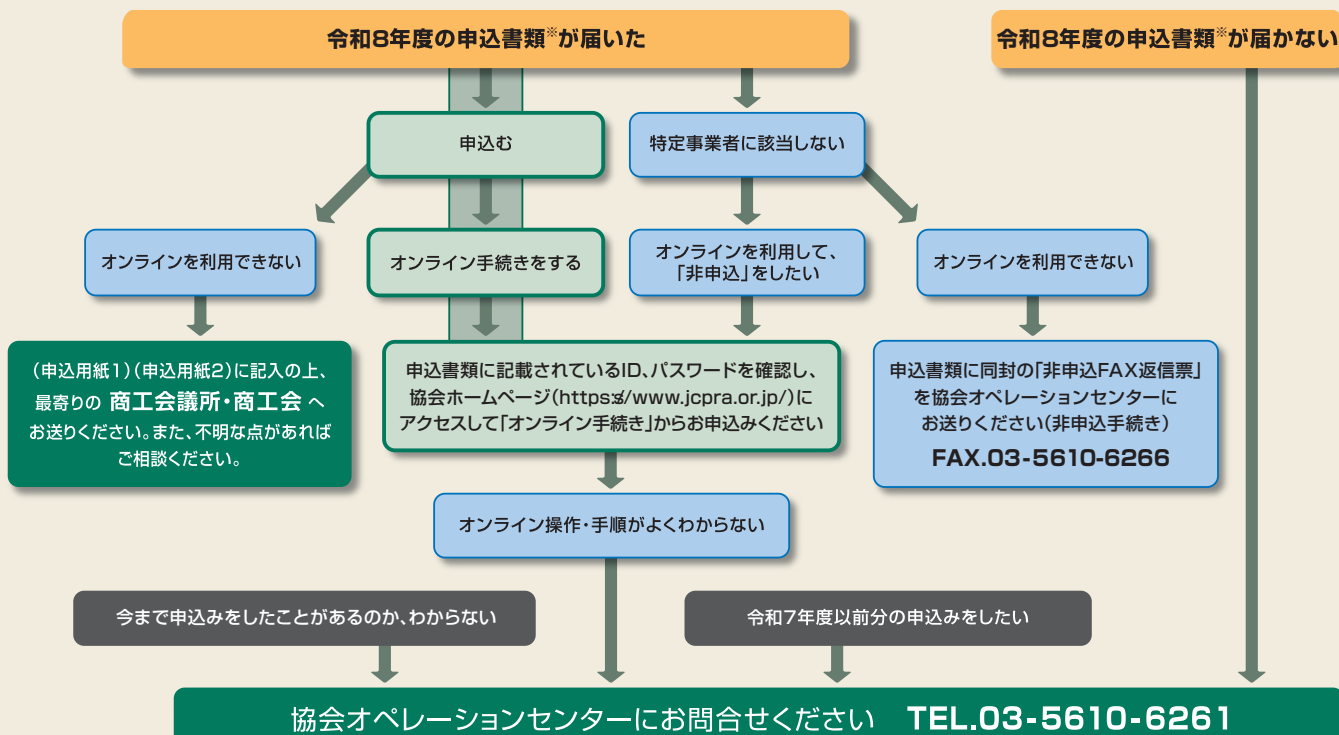
また、過去の申込実績も画面上から確認できますので、正確で効率的なお手続きが可能です。現在、オンライン申込みの利用率は全体の約8割に達しております。引き続きオンライン申込みのご利用をご検討くださいますようお願いいたします。

### ② お間違いのないようお申込みください

再商品化事業は単年度ごとに完結し、契約も年度ごとに終了します。

申込み時に過年度分の申込み間違いに気づき、修正のご依頼をいただいても、事業が完結しているためその分の委託費用の返還をすることができません（当年度内での申込み修正は可能です）。お申込みの際は、お間違いのないよう十分ご注意のうえお手続きください。

## お申込み方法・お問合せ先



法律の内容、しくみなどが、よくわからない

協会コールセンターにお問合せください

TEL.03-5251-4870

または協会ホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)をご覧ください

ご注意ください

- 特定事業者に該当しない場合は、上記の非申込の手続きをお願いします。
- 受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに10:00～17:00です。(土日祝日、年末年始休業期間を除く)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

<https://www.jcpra.or.jp/>